

## 感染症による出席停止の取り扱いについて

下記の感染症と診断された場合は、すみやかに学校に御連絡ください。「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合は、学校保健安全法により登校することができません。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準は下表の通りです。

	病名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性性呼吸器症候群 (SARS)、中東呼吸器症候群 (MERS)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	① インフルエンザ ② 百日咳 ③ 麻疹 ④ 流行性耳下腺炎 ⑤ 風しん ⑥ 水痘 ⑦ 咽頭結膜熱 ⑧ 結核 ⑨ 髄膜炎菌性髄膜炎 ⑩ 新型コロナウイルス感染症	① 発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで ② 特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ③ 解熱した後 3 日を経過するまで ④ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ⑤ 発疹が消失するまで ⑥ すべての発疹が痂皮化するまで ⑦ 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで ⑧ ⑨病状により学校医その他の医師等において感染のおそれがないと認めるまで ⑩ 発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症*1	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

\*1 その他の感染症：学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合に、感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができます。「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の様態等を考慮の上で判断する必要があり、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではありません。御不明な点は学校にお問い合わせください。

### 【インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合】

登校を再開する際に、保護者の方が様式 1「欠席報告書（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症用）」を記入して学校（担任）に提出してください。

### 【インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の診断された場合】

登校を再開する際に、医療機関にて様式 2「登校許可報告書（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外用）」を記入していただき、学校（担任）に提出してください。